

令和2年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年9月24日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年9月24日

東京都教育委員会第16回定例会

〈議題〉

1 議案

第264号議案及び第265号議案

東京都教育庁処務規則等の一部を改正する規則の制定について

第266号議案

東京都公立学校長の任命について

第267号議案から第269号議案まで

元東京都公立学校教員の退職手当支給制限処分について

2 報告事項

(1) 令和2年度公私連絡協議会の合意事項について

(2) 令和3年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

(3) 都立小中高一貫教育校入学者の決定方法等について

(4) 都立高校における発達障害教育の充実について

(5) 八丈町における都立特別支援学校の分教室の設置について

(6) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
指導部長	増田正弘
教育政策担当部長	小原昌
人事部長	浅野直樹
都立学校教育部長	谷理恵子
教育改革推進担当部長	藤井大輔
特別支援教育推進担当部長	高木敦子
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和2年第16回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社ほか2社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました、これを許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象になりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員をお願い申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 7月27日の第14回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、7月27日の第14回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

次に、8月27日の第15回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第266号議案から第269号議案まで、及び報告事項(6)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異

議なし) ―。それでは、ただいまの件につきましてはそのような取扱いにいたします。

議 案

第 264 号議案及び第 265 号議案

東京都教育庁処務規則等の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第 264 号議案及び第 265 号議案、「東京都教育庁処務規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは、私から御説明申し上げます。第 264 号議案と第 265 号議案の資料を御覧ください。「東京都教育庁処務規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。

今回、新たに、教育庁に「技監」を設置するため、関係規則の 2 本の改正を行いました。改正規則は、資料に記載の 2 本の規則でございます。

改正の内容は、教育庁技監の職責を定めるとともに、職層を「専門理事」に位置付けるというものでございます。

技監とは、技術的な側面から教育長を補佐する職であり、今回は、医療や保健という見地に立って、教育長のサポートをお願いすることになります。

改正の理由は、資料にも記載がございますが、背景としまして、これまで、教育庁では、子供たちの受動喫煙防止や心のケア、新型コロナウイルス感染症対策などの健康教育、環境衛生の維持、改善に取り組んでまいりました。

近年の健康教育の内容の多様化と専門性の高度化に加え、学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底するため、医療分野の知見に基づく政策判断が必要となっております。

これらのことを受けまして、教育庁に医療の専門的分野から教育長を補佐する職を設置し、体制を強化することで、学校教育のより一層の推進を図ってまいります。

規則の施行期日は 9 月 16 日となっております。

新型コロナウイルス感染症は、今年の当初からだんだんと広がっていましたが、学校現場における迅速かつ継続的な対応という観点から、この技監の職の設置を求めてきたところでございますが、今般、急きよ、実現する運びとなったということを勘案しまして、今回は、「臨時代理」ということで承認をさせていただいております。

参考資料としまして、改正規則と規則の新旧対照表を付けております。

それでは、議案の御審議につきましてよろしくお願ひ申し上げます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願ひ申し上げます。

【秋山委員】 今回、新型コロナウイルス感染症の拡大防止というのがきっかけになっていますが、学校現場では、この健康教育の視点も、とても重要だと思います。

今回の人事に関しては、重要だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 平時の健康教育と緊急時の専門的見地からの判断と、2通りしなければいけないと思うのですが、そういう意味で、統括する、意思決定の中核として、このような仕組みができたというのは、今までになかった方がちょっと遅かったのかもれないというぐらいで、大変歓迎すべきことだと思います。期待しています。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにございませぬようでしたら、本件における臨時代理による処理につきまして御承認いただいてもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、本件につきましては、御承認をいただきました。

報 告

(1) 令和2年度公私連絡協議会の合意事項について

【教育長】 次に、報告事項(1)「令和2年度公私連絡協議会の合意事項について」の説明を、都立学校教育部長からお願い申し上げます。

【都立学校教育部長】 それでは、報告資料(1)「令和2年度公私連絡協議会の合意事項」につきまして御説明申し上げます。

東京都と東京私立中学高等学校協会は、令和元年9月に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、「第五次中期計画」を合意の上決定し、期間中の基本となる計画進学率及び公私分担率を定めております。これを基に、年度ごとに就学計画を策定して、公私双方の具体的な受入人数を定めております。

令和3年度高等学校就学計画につきましては、これまで、東京私立中学高等学校協会との間で協議を重ねてまいりまして、去る9月9日に開催いたしました、令和2年度公私連絡協議会におきまして、資料の記書き以下のとおりに合意をいたしました。

それでは、資料の「受入枠について」を御覧ください。

この受入枠でございますが、第五次中期計画で定めましてとおりに、進学率を95.0%、公私分担比率を都立59.6、私立40.4といたしまして、令和3年度におきましては、都立高校で表中の3万9200人、私立高校で2万6700人の受入れを行うということで、協議が整いました。

この受入れ分の具体的な積算方法につきまして、資料3ページの「別紙」を御覧ください。

令和2年度の都内公立中学校卒業予定者は、A欄の7万3062人ございまして、昨年度より、一番右の列でございますが、2341人少なくなっております。

この卒業予定者数に、B欄の計画進学率95.0%を乗じたものが、C欄の進学者数となっており、端数を切り上げて、6万9500人としております。

その下のD欄につきましては、他県の公私立高校、国立の高校、高等専門学校へ進学する公立中学3年生の数で、過去の進学実績に基づく比率から、3600人と見込んでおります。

そして、C欄の進学者数、6万9500人から、このD欄の3600人を控除しました、E欄、6万5900人が、都内公私立高校で受け入れる生徒数となります。こちらは、昨年度に比べ、2000人少なくなっております。

このE欄の6万5900人を公私分担割合の、59.6対40.4で按分しますと、私立高校受入れが2万6700人となっております。都立高校受入れ分が、G欄の3万9200人となります。昨年度に比べ、私立高校は800人減、都立高校は1200人減となっております。

それでは、資料の1ページ目にお戻りください。

この受入れ分を確実に履行するため、(2)のアからオの事項を掲げております。これらの事項につきましては、昨年度と同様の内容となっております。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

入学者選抜に関します日程、選抜方法につきましても、2の(1)から(6)まで、昨年度と同様の内容で合意をしたところでございます。

合意事項は以上でございます。

また、今後の予定になりますが、この就学計画の都立高校受入分の数字に、私立中学校から都立高校への進学者数を加えるなどの調整を行いまして、各学校の募集人数を定めていきたいと考えております。

詳細につきましては、10月の教育委員会に議案として付議する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いたします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

計画に基づいた、この人数の受入枠は、これでいいのかなと思うのですが、今年度は、カリキュラムの関係上、都立高校の入試の出題範囲も限定的になる部分がありますので、入試の説明会であるとか、そういった場で、今まで以上に、より丁寧な説明をしていただきたいと思います。

それから、場合によっては、少し定員の充足が満たないような場面が、学校によっては、通常以上に出てくる可能性もあるのかなと思いますので、追加募集等、丁寧に行うことで、進学したい子たちが確実に進学できるように、是非サポートしていただきたいと思います。

以上の2点についてよろしくお願いたします。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。

今後も、PR、それから、受入れに向けて、努力して取り組んでまいりたいと思っております。

【遠藤委員】 数字の話で恐縮ですが、この「別紙」の表の令和2年度の数字は、実績数というふうに見てよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 昨年度の就学計画の数字でございます。

【遠藤委員】 そうすると、令和3年度の計画と同じと見てよろしいということですね。

【都立学校教育部長】 そのとおりでございます。

【遠藤委員】 もう一つですが、都内の私立高校の受入分というのは、都内の中学生からの進学受入れということであって、実際に、都内の私立高校の生徒数といいますか、近隣の府県等から通学している……

これは、若干、私の興味本位ですが、例えば、令和2年度ですと、2万7500人という、都内の中学生から都内の私立高校への進学予定者数ですが、実績として、令和2年度の場合、例えば、私立高校への進学者の数、例えば、これが3万人だとすると、他県から2500人が来たというふうに読めるわけです。

実績として、東京都の教育委員会として、都内の私立高校の在籍人数というのは把握しているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 都内の私立高校の在籍数につきましては、私学を所管している部署がございまして、そちらの方で数を把握しております。

遠藤委員から今お話がありました、この資料の中学生の数につきましては、都内の公立の中学校3年生をベースとしている数字でございますので、基本的には、他県の生徒等は、この中では入っていない形になります。

【遠藤委員】 それから、私が都立高校に通っていた頃は、近隣の他県から都立高校にたくさん通っていたのですね。もう何十年も前の話ですが、現在は、そういう他県から都立高校に通っているという実態というのはあるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 原則として、東京都に保護者が在住していることとしており、遠藤先生がおっしゃったような形は、基本的には認められない形になりますので、入学者の要綱等で厳格に定めております。

【遠藤委員】 原則としてですよね。

【都立学校教育部長】 はい。

【遠藤委員】 だから、それは、住民票ベースでもって、実際には居住地域が他県であつても、住民票ベースで東京都の場合には、東京都内の都立高校に通える実態には変わりはないということでしょうか。

【都立学校教育部長】 保護者が住居を持っている、あるいは、受検の際に、保護者が家族ごと都内に転居してくる場合には、都立高校を受検できるという形になっておりますので、受検の資格としては認めていないということになります。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 追加でありますか。

【所管課長】 実施要綱上は、保護者とともに在住していないと受検できませんので、入るときに、仮に、他県から来る場合については、住居要件を確認しますので、基本的には、そのようなことはない状況になっております。

【遠藤委員】 今はそういうことはないということで理解してよろしいでしょうか。

【所管課長】 はい。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 公私間での協議というのは、様々な形で御苦勞が多いかと思いますが、公私立で協力しながら、子供たちを育てていくため、なるべく選択肢を広くしてあげたいというようなことで、この協力関係はとても大事ではないかと思ひます。

ただ、全体傾向として見ると、少子化が進んで、今回も 2000 人減るわけですね。これからどんどん減る傾向にあると、減った分は学級数を減らすとか、学校自体をどのように統廃合するかとか、いろいろな形をこれから先考えていかなければいけないと思ひます。

そういうことも併せて、この数字が出てきていると思うのですが、この先の展開については、どういうふうな見通しをしていらっしゃるかというのをお聞かせいただけますか。

【教育長】 お願いします。

【都立学校教育部長】 公私間協議につきましては、先ほど御案内のとおり、5年に1度、大きな中期計画を立て、毎年度公表しているという流れでございます。

その先の見通しという意味では、合意事項としての見通しはございませんが、都立学校としては、入学予定の生徒に応じた規模になるように、募集数を細かく調整をさせていただきます。

もっと長期の関係につきましては、生徒の推計値を見まして、学校の在り方について、高校計画等で定めているところでございます。

なお、一旦減りまして、高校生につきましては、また増える傾向が見えているところでございますので、そういった点についても、配慮対象になると考えております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 令和3年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【教育長】 次に、報告事項(2)「令和3年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」の説明を、引き続き、都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、続きまして、「令和3年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」につきまして、報告資料2に沿って御説明いたします。

まず、「1 主な日程」でございますが、令和3年度入学者選抜の主な日程を掲げさせていただきます。

日程につきましては、既に6月に公表しておりまして、例年どおり、1月下旬から3月下旬にかけて、入学者選抜を実施することとしております。

ただ、6月の時点では、郵送等による出願は検討中であり、郵送となった場合、入学願書受付日に変更が生じることがあると発表させていただきましたが、後ほど改めて御説明いたしますが、今回多くの受検者が見込まれる二つの選抜について、原則、郵送とすることにいたしましたので、これを踏まえた入学願書受付日といたしました。

記載のとおり、「推薦に基づく選抜」につきましては、入学願書受付日は、1月12日から15日までとし、都立高校が指定する郵便局留め必着で郵送となります。

「学力調査に基づく選抜」についても、第1次募集及び分割前期募集につきまして、同様に、1月29日から2月4日までに、郵便局留め必着となります。

「2 主な変更点」でございます。

ここに7点記載させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、受検生が来校する回数を減らしたり、学校での密を避けるといった対応のために、変更を加えるものでございます。

まず、「(1) 出願手続」についてですが、これまで入学願書は、志願者が直接都立学校へ持参することとしておりましたが、推薦に基づく選抜及び第1次募集、分割前期募集では、先ほど申し上げましたとおり、原則として郵送により提出することといたしました。

これは、都立高校への来校回数を減らすとともに、受付時に受検生が並び、密状態となることを避けるためでございます。

また、将来的には、郵送ではなく、インターネットを活用した出願を進めていきたいと考えておまして、今年度から、一部の都立高校、具体的には、立川高校におきまして試行してまいります。

(2)は、「検査日時」に関するものでございます。

検査は、原則として1日で実施することとし、来校回数を極力減らしてまいります。

また、検査間の休憩時間を、これまでの20分から30分に変更します。トイレが密になる状況を防ぐとともに、教室の換気を十分行うための対応でございます。

(3)は、「合格者の発表」に関するものでございます。

これまで、合格者の発表は、学校内に掲示するほか、都立高校長の判断で、ウェブサイト等に掲載することも可能としておりましたが、今年度から、必ずウェブサイトに掲載することといたします。

合格者は、入学手続等のために来校する必要はございますが、これについては、時間帯を設けて、分散して来校してもらう予定であります。一方で、不合格者は、来校する必要がなくなるというものでございます。

(4)は、「本人得点の開示」等に関するものです。

合格発表直後は、合格者が入学手続のために来校いたしますので、不合格者の開示請求については、この期間を避け、入学手続締切日の翌日から受け付けるというふうに変更するものでございます。

(5)は、「推薦に基づく選抜」に関するものです。

一般推薦では、個人面接を行うほか、小論文又は作文、実技検査等のうち一つ以上行います。極力1日で検査を終わらせるため、本年度につきましては、集団討論を実施しないことといたしました。

また、6月に既に発表済みではございますが、文化、スポーツ等特別推薦におきまして、推薦の基準に、大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も認めないこととしております。

(6)は、「学力検査に基づく選抜」に関するものでございます。

こちらにも既に公表済みの内容でございますが、都内中学校の臨時休業の実施状況等を踏まえまして、中学3年生での学習内容については、おおむね7か月程度で学習可能な分量を、各教科の検査の出題範囲とするといった配慮を行うものでございます。

(7)は、「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査」についてでございます。

第1次募集を、インフルエンザ等のため受検できなかった者は、追検査を受けられる制度と、従来からなっておりますが、新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは、感染が疑われ、中学校で出席停止となった者についても、追検査の対象とするほか、更に、その追検査も、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のため受検できない者が生じることを想定し、その場合の取扱いを別に定めることといたしました。

このような場合には、受検機会をもう一回設ける趣旨で、内容の詳細について検討を進め、決まりましたら公表してまいります。

なお、分割前期・分割後期の双方を同じく受検できなかった者についても、同様に取り扱う予定であります。

主な変更点につきましては、以上でございます。

次に、3の「新たに開校する高校の入学者選抜方法」について御説明いたします。

来年度、都立赤羽北桜高校が新たに開校いたします。都立高校改革推進計画において、「家庭・福祉高校」として配置を計画した学校でございます。

他の専門学校と同様、男女平等定員制を実施いたします。また、推薦枠は30%、学力検査と調査書の比率は7対3としております。

4の、「今後の日程」でございます。

本日、この後、プレス発表を行う予定でおります。また、中学校や都立高校へは、9月25日、すなわち、明日から、ウェブサイト上で説明会を開催し、本要綱の内容の周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。

【北村委員】 ありがとうございます。

基本的にこの方向で進めていくということで、期待しておりますが、本当に起こってほしくないことですが、非常に厳しい状況が生じて、この春先にあったような形で、学校を休業せざるを得ないという状況になったりした場合、その代替案というか、どういうふうに検討されているのかを御説明いただきたいなと思います。

【都立学校教育部長】 今年度の4月の自粛中の時点でも、入学者選抜に関しては、なかなか生徒への予告ですとか、あるいは、想定が難しいことがありまして、可能な限り感染症対策を徹底することによって、実施したという経緯がございます。

非常に多くの生徒が影響する関係があるので、原則として今想定している内容を、可能な限り実施すると想定しつつ、今後、その想定を上回るような事態が生じた場合には、改めて検討しまして、御報告させていただく形になるかと思っております。

【北村委員】 基本的には、実施していただきたいなと思うのですが、本当に予想を上回るようなことというのは起こり得るので、それに対して心づもりをしておくことが大切かと思っております。

その場合には、恐らく、それこそ、新年度の入学時期もずれていったりとか、もう大変な状況になると思いますので、予想されるシナリオとしては、試験の日付が後ろ倒しになっていくとか、そういうことが考えられるのかなと思います。

なければならないに越したことはないのですが、今年の経験を踏まえた上で、更にそれを上回る状況というものを想定して、シナリオだけは御準備いただけるとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【秋山委員】 インフルエンザの感染による追検査は、数年前からなされていますが、これまでに、何らかの問題とかは、課題はなかったかどうか。それと、インフルエンザの追検査と新型コロナウイルス感染症に対する追検査は、同じ取扱いでいいのかどうか。

追検査の場合に検討していただければいいかなと思います。

【都立学校教育部長】 例年、インフルエンザ等の感染症の生徒さんの対応の中では、特段大きな課題があったという報告は受けていないところです。

この追検査を受ける者については、インフルエンザであれコロナであれ、学校感染症の状況で、治癒をしたということで、受検できる状況になっていることが前提になるので、そういう意味では、インフルエンザとコロナについても、治癒までの期間という課題はあると思うのですが、そのほかについては、今のところ大きな差異を設けることは考えていないのですが、今後も研究してまいりたいと思います。

【秋山委員】 治癒期間というものが異なると思うので、そこを考慮する必要があるかなと思いました。

【都立学校教育部長】 今回、追検査だけではなく、もう一度受検の機会が必要だと考えた一番大きな理由は、そちらの理由になります。

【秋山委員】 ありがとうございます。

【山口委員】 ありがとうございます。

おおむね了承いたしますが、出題範囲のところは、恐らく、学校によって進み方、あるいはオンラインの活用とか、いろいろ格差というか、差があると思いますので、そういったところは、受検する中学生あるいは保護者の方々が一番不安に思っているところだと思います。

ですので、もうされているとは思いますが、学校とも連絡を取り合いながら、なるべく丁寧に対応していただければと思います。

【都立学校教育部長】 委員が今御指摘のとおり、周知に関しては、6月以来取り組んでおりますが、引き続き、機会を捉えて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【遠藤委員】 ただいまの山口委員の御質問と同様ですが、出題範囲について、この「2主な変更点」のところの(6)の「学力検査に基づく選抜」のところに、「出題範囲について配慮する」と書いてありますが、この緊急事態宣言に伴った学校の休業中のところについては、例えば、除くとか、そういうことなのか。

あるいは、3月1日からの学校休業ということは、2年生の3学期ということですよ。その部分は、この(6)の対象に入らないのか。

あるいは、山口委員が御指摘になったように、学校によって教える範囲が違ってくるのではないか。

この細目を一生懸命見ていましたが、それについて具体的にどうこうというのは書いてないので、これはどこかに書いてあるのかと思ったのですが、学校によって差があるので、保護者にとって、あるいは受検する生徒にとって一番不安なのは、具体的にどういうところを勉強していったらいいのか。

例えば、緊急事態宣言の休業期間中の時期に習うべきところは、そっくり飛ばしていいのか。あるいは、学校が再開後にそこはちゃんと教えていくのか。

そうすると、ずっと後ろ倒しになって、本来3学期に習うべきところが欠落してしまうのか。いろいろな形や学校によって差があると思うのです。

ですから、受検する身になって考えてみた場合に、具体的にどのような範囲になるのかというようなことを明示してあげないと、ちょっと困ることになるのではないかなと思うんですが、その辺、具体的な配慮等を何かされているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 この1年の間に学習する範囲については、定められている内容で学習する必要がありますが、今年度の受検に際しまして、出題される範囲については、6月に決めまして、その内容を早めに御通知することで、学習の内容、指導の内容について、学校や保護者に御理解いただいて、例えば、順番を変えること等ができるように、お示しをしたところです。

例えば、漢字の学習に関して、中学2年生までに学習する内容は、出題範囲に入っていますが、中学3年生で学習する内容は入らないとか、項目として除外をする形で

お示しをしているところがございますので、委員が今御心配されているようなことに対しても、対策をとらせていただいているところがございます。

分量に関しましては、7か月程度で学習できる範囲という前提で、除外の項目を定めさせていただきます。

【遠藤委員】 今の御説明ですと、中学3年で習うべきところについては、そっくり外すということですか。

【都立学校教育部長】 例えば、国語の分野で、漢字について中学3年生で学習する内容については、問題としては出さないという内容でございます。

一方で、学習しなくていいということでは、当然ないので、そのことについても言及いたしまして、受検後の期間も含めて、学習を進めていただくように、中学校の方にはお願いをしているところがございます。

【遠藤委員】 今は国語のお話をされていましたが、ほかの教科は全て同じですか。

【都立学校教育部長】ほかの教科につきましては、例えば、数学で、「三平方の定理」を外すというようなことについて、お示しをさせていただいているところがございます。

【教育長】ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

いずれにいたしましても、また説明会等を含めて、また学校の方で、周知が不足のようであれば、その辺はこれから周知を図ってまいります。

2年生までの学習範囲というのは、各学校で一応、3月の休業中のものも含めて、フォローをしていただくということになっていきますので、早めに通知をしたところがございますので、今後とも受検生の親御さんも含めて、心配がないように対応していきたいと思えます。

それでは、本件につきましてほかに御意見、御質問等がございませんようでしたら、報告として承りました。ありがとうございました。

(3)都立小中高一貫教育校入学者の決定方法等について

【教育長】 次に、報告事項(3)「都立小中高一貫教育校入学者の決定方法等について」の説明を、教育改革推進担当部長からお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、よろしくをお願いいたします。

報告事項(3)「都立小中高一貫教育校入学者の決定方法等」について説明させていただきます。

小中高一貫教育校でございますが、平成31年2月に策定した、「都立高校改革推進計画新実施計画第2次」でお示ししたとおり、「設置目的」として、「高い語学力と豊かな国際感覚を備えた、世界で活躍できる人材を育成」を掲げ、現在の、立川国際中等教育学校に附属小学校を設置し、12年間の一貫した教育課程の実現を図っていくものでございます。

今年度から開設準備室を設置し、現在、令和4年度の小学校開校に向けて準備を進めているところでございます。

左側を御覧ください。東京都が小中高一貫教育を行う意義でございますが、現在、公立学校においては、同一の設置者による小学校、中学校、高等学校を一貫した教育の取組事例はございません。

公立学校では、全国でも初めての試みとなりますが、小中高一貫教育の仕組みを生かし、小中高の校種の枠を越えて、様々な教育課題の改善を図る取組を実践し、その成果を、都内、区市町村に向けて、ホームページで発信したり、研究会等を通して、成果を還元したりすることで、東京都の教育全体の充実につなげてまいりたいと考えております。

次に、本校の特色でございます。

本校では、小学校の第1学年から、外国語の授業を実施し、また、海外帰国児童・生徒や在京外国人児童・生徒を受け入れるなど、日常的に外国語に触れる機会を設け、国際色豊かな教育環境を整備いたします。

また、探究的な学びを重視し、12年間かけて、探究的な学びに取り組むプログラムを実施いたします。

第10学年、高校1年生段階では、全員が海外で研究、インターンシップ、ボランティア等の活動に参加する予定となっております。

続いて、左側の下を御覧ください。

本校は、小学校に80名が入学します。これらの児童は、原則、中等教育学校に内部進学していきますが、進学に当たっては、児童にとってより良い選択ができるよう、保護者と丁寧に面談を行い、共通理解を図ってまいりたいと考えております。

加えて、中等教育学校からは、他の小学校等から卒業した児童が80名程度入学し、中等教育学校では、1学年当たり160名の規模となります。

右側を御覧ください。

小学校の通学区域の考え方については、平成31年3月都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書の中で概要を示し、本日は、具体的な通学区域として、区市町村名を示しております。

資料にありますとおり、小学校の通学区域は、児童にとって負担とならないよう、学校までの所要時間がおおむね40分の範囲内にある鉄道や駅、バス停を含む区市町村を通学区域に指定いたします。

40分の根拠でございますが、通学区域を指定している国立の小学校では、多くの学校が通学時間を1時間以内を想定しており、本校の場合も、自宅から最寄り駅又はバス停までの時間を、最大20分程度と見込み、全体の所要時間が1時間以内となるように割り出したものでございます。

ただし、通学区域に指定された区市町村であっても、住宅地や交通事情によっては、例えば、1時間を超えていく場合もあるかと思えます。児童が毎日無理なく通うことができるか否かについては、保護者の皆様に十分考えていただけますよう説明してまいりたいと考えております。

なお、中等教育学校の通学区域については、現在、都立中学校や都立中等教育学校と同様に、全都からの入学を可といたします。

次に、「3適性検査の概要等」についてでございます。

左側を御覧ください。まず、「(1)入学者の基本的な流れ」でございますが、受験者が一定の応募倍率を超えた場合、第1次抽選を行います。

その後、第2次適性検査を実施し、第2次合格者を決定いたします。

第2次合格者が募集人員を上回っている場合は、第3次抽選を行い、最終合格者を決定してまいります。

次に、「(2)出題の基本方針」でございます。

- ①情報を整理し、論理的に考えたり、道具などを適切に使用したりする力をみる。
- ②集団で取り組むことを通して、協調性、伝える力や発想する力などをみる。
- ③指示を正しく理解し、体を動かす力をみる。

以上でございます。

この基本方針をもとに、適性検査を実施いたします。

「(3)適性検査の概要」でございますが、検査は2日間で実施いたします。

1日目に筆記の検査を、2日目に集団活動、インタビュー、運動遊びをそれぞれ行う予定となっております。

右側を御覧ください。1日目に行う筆記の検査の問題例を示しております。

ここには一部だけ掲げておりますが、筆記の検査全体を通した例を、10月に行います、小中高一貫教育校の説明会において、参加者へ配布する予定でございます。

今後も、教育課程の内容や入学者の決定方法に関する検討を重ね、開校に向けて着実に準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

国立の附属学校というのは、いわゆる実験校というような形で、新しい教授法であるとか、カリキュラムの在り方などをいろいろと試していつています。そのために、実際には、授業の進み方などに、通常の学校よりも時間をかける部分とかがあるわけです。

それと同時に、国立の附属学校というのは、全体にエリート学校化している部分もありますので、この小中高一貫教育校というのが、単なるエリート校というふうなイメージを持たれないということが、非常に大事じゃないかと、個人的には考えております。

これは、やはり実験校でして、通常の小学校ではなかなかできないこと、例えば、小中高を縦のカリキュラムをつなげていくというようなことを考えたり、探究学習あるいは協働的な学びとか、新しい学習の在り方とか、そういうものを試していくという学校だということを、是非丁寧に保護者の方々に御理解いただきたいと思います。

言葉は悪いですが、単なる進学校とかエリート校というか、そういう学校に送りたいという方に受検していただくのではなくて、子供たちに新しい学びの在り方に挑戦してもらおうという機会をつくる学校だということを、非常に大事にしていきたいなというふうに思っております。

その意味でも、理念を明確に提示していただいて、この学校というのは、場合によっては、変な言い方ですが、単なる受験勉強をするという場合は損をする可能性もあるぐらい、そのぐらいユニークな学校ですよということを、メッセージとして出すべきではないかと思えます。

そうでないと、「東京都は小学校からエリート学校をつくった」みたいな形で誤解されて、それが広まってしまうというのは、非常に不本意なことではないかと思えますし、本来、今御説明いただいた趣旨とずれてしまうわけですが、世の中は比較的そういうふうを受け止めがちだと思いますので、是非そのところは丁寧にメッセージを出していただきたいと思えます。

そのメッセージの一つとして、例えば、適性検査の問題とかも、これなども非常によく工夫されている問題だと思うのですが、同時に、比較的こういう小学校受験、いわゆる“お受験”対策で、訓練されていて、訓練されていないと答えられないような問題にも、ちょっと似ているなという気もします。

もっと子供らしい発想で、例えば、正解が一つではなくて、幾つもあるような問題をつくって、先生方も学校も試されるというか、どういう子供をとるかというときに、訓練されて、それにうまく答えられればいいということではなくて、幾つもあるような問題を工夫して、その中で、「あ、こういう発想をする子は面白いな」という子を選ぶ。

その力を先生や学校も求められると思うのですが、公立の小中高一貫教育校を考えるとのであれば、そういったことを是非工夫していただきたいというふうに思いますの

で、安易に“お受験”塾とかで対策ができるような問題ではないように、是非求めたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 ありがとうございます。

この学校の性格的な話でございますが、まず、何といても、都立初、日本初という形になりますので、その仕組みを活用するというのは、公立では初めてということになりますので、その枠を超えた教育課題の解決について、現在もいろいろ、推進校とかを指定してやっておりますが、それを一貫教育の中で私どもがきちんと管理して、やっていく中で、改善を図っていくという、そういったモデル的に実践するということが大事だと思っておりますので、そのことについては、今後、保護者の説明会等がございますので、そういったところで十分説明してまいりたいと考えております。

それから、2点目の問題の検討についてでございます。例えば、これは、ある国立小学校の先生がおっしゃっていたことでございますが、「子供たちは、数字を判断するとき、通学をしてくるわけですから、例えば、1番線と2番線とかありますが、1と2が分からないと、通学するのも困難になったりとかしますので、最低限のそういう答えは必要である」というようなお話でした。

ただし、訓練をした者が有利になるような問題は、私どももいいとは考えておりませんので、今後、問題作成については更に検討して、いい問題をつくっていきたいと考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 私も北村委員の御意見に全面的に賛成でありまして、そういう形での学校というのは、非常に望ましいのではないかと思います。

小中高一貫教育だと、人間関係が非常に大切に、小学校低学年というのは、児童自身だけではなくて、家族とか友人関係等で個人の存在というものが生み出されてくるところがありますから、人間関係も、親同士の関係とかも含まれていることを考えると、14歳前後の中学生の思春期の危ない頃というのを、どのような人間関係で乗り切るのかというような実験にもなるかと思えます。

ですので、こういう学習面だけでなく、社会性とか協調性とか、人間関係とか、そういうものを学ぶ意味でも、チャレンジではないかと思っておりますので、期待しているところです。

その上で、今申し上げたような実験校としての役割というものを、きちんと示すためには、冒頭の設置目的のところには、「高い語学力と豊かな国際感覚を備えた、世界で活躍できる人材を育成」となっていますが、「それをするための教育の在り方を摸索する」というのが目的になると思います。

そこまで書かないと、「育成」でとめると、北村委員が今おっしゃったような、私立の一貫校と競争して、都立もつくるみたいな捉え方をされてしまうかもしれませんので、そのところは、「説明会でちゃんと言います」ではなくて、きちんと示した方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 今日の資料は短めに簡潔に書いてありますが、説明会等の資料では、今御指摘のとおりの内容のことが書かれるかというふうに考えております。

【宮崎委員】 だから、要約するときは、そこを省いてはいけないと思います。

【教育改革推進担当部長】 はい。そのところは検討いたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

小学校の定員が80名ということですが、男女のバランスが大きく崩れても、例えば、極端な話、70名が男の子で10名が女の子でということは、その逆もあり得るわけです。

その80名の内訳については、適性検査の結果重視ということで考えてよろしいのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 中等教育学校と同じように、男女半々でしております。

【遠藤委員】 それは書いてないわけですか。

【教育改革推進担当部長】 ここには書いてございませんが、基本的には半々です。

【遠藤委員】 それは、募集するときには、それを明記するわけですか。

【教育改革推進担当部長】 はい。当然、そのような形になります。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 1点質問と、1点意見です。

この通学区域が決められて、負担にならないようにということですが、例えば、小学校の6年間でいいますと、入学時にはこのいずれかのところに在住していたけれども、保護者の都合とかいろいろなことで、この区域から出てしまった場合には、どのような措置になり得ますか。

【教育改革推進担当部長】 基本的には、保護者の転勤等に基づいて、どうしても区域から外れた場合は、一度離れてしまうことにはなりますが、また区域内に入ってきた場合は、そのまま復帰できるという形の、編入の制度を設けております。

【山口委員】 極端に、すごく遠くに行ってしまったのではなくて、ちょっと遠くて、例えば、1時間半ぐらいだったら通えるというような場合は、要相談で、継続できるのでしょうか。

例えば、1年生までいて、2年間いなくて、また4年から入ってくるというのは、物理的になかなか難しいと思うのですが、どんな感じですか。そこは、柔軟に対応できるというふうに考えてよろしいのですか。

【教育改革推進担当部長】 基本的には柔軟に対応してまいります。この通学区域というのは、確定していきたいと考えております。ただ、保護者の転勤というのが、柔軟に考える一つの大きな要素かと考えております。

【山口委員】 ありがとうございます。了解いたしました。

もう1点、重箱の隅をつつくようで恐縮ではあるのですが、「目的」のところの「高い語学力」というのと、「特色」のところには、「小学校第1学年から外国語授業実施」と書いてあります。

これは、具体的に言えば、「高い英語力」ですか。そして、「英語の授業の実施」ですか。

【教育改革推進担当部長】 はい。基本的には、英語の授業等は非常に多く行っておりますが、英語を使うためにも日本語の教育は大事ですので、そういった意味で、日本語教育、英語教育は、十分な時間を割いてやっていきたいと考えております。

特に、英語については、普通の小学校等よりも多く行っていきまして、最終的に、自分の考えを日本語と英語できちんと述べられるというような生徒をつくっていききたいと考えております。

あと、第2外国語みたいなものにも触れさせる機会を設けていきたいと考えております。

【山口委員】 ありがとうございます。

「外国語」というところと「語学力」という言い方では、今言われたような、英語以外のことも入ってくると思うのです。これからもっと国際化になっていけば、英語が一般的ではありますが、フランス語、スペイン語、中国語というふうに、多種多様な語学力を求められるので、そういったところを、書いてあるとは思いますが、「英語ができればいいんだ」みたいな風潮もちょっとあるので、是非書きぶりに気を付けていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 去年からずっと、総合教育会議で様々な議論をしてきました。その中で、「特別支援教育」「インクルージョン」「オンライン教育」等、あらゆる方向性で議論されてきたと思いますので、これまでのやり方に捉われず、大胆にチャレンジしていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 はい。12年間という大きなスパンで、教育課程も柔軟なものを考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ただいま、幾つか御意見を賜りまして、このペーパー上、あるいは今後の説明の中身で、重要な部分に関わる御意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきましては、報告として承りました。

(4)都立高校における発達障害教育の充実について

【教育長】 次に、報告事項(4)、「都立高校における発達障害教育の充実について」の説明を、特別支援教育推進担当部長からお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、報告事項(4)の「都立高校における発達障害教育の充実」について御説明を申し上げます。

初めに、「背景・国の動き」を御覧ください。

都内公立小・中学校において、平成 28 年度から順次、発達障害などの子供たちを対象とする特別支援教室を導入して以来、特別支援教室で通級による指導を受ける児童・生徒が増加傾向にあります。

また、従来、小中学校のみで実施可能であった通級による指導につきましては、国が制度改正を行い、平成 30 年度から高等学校においても実施できるようになりました。

次に、資料右上の「都立高校の現状」を御覧ください。

ただいま御説明をいたしました、特別支援教室で指導を受けていた生徒たちが、都立高校に進学してきております。また、学校の声として、自分の学校で特別な指導を受けたい生徒と、学校外で指導を受けたい生徒との両方のニーズがあることを把握してございます。

続きまして、「都教育委員会の取組」を御覧ください。

上段の「パイロット校における検証」につきましては、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間の計画で、都立秋留台高校 1 校で、同校の生徒を対象として実施しております。

平日、校内で一人一人の障害特性や困難さに応じた個別指導を基本とした、通級による取組でございます。

主な成果は、校内で通級指導を実施することで、当該生徒に関わる教員が情報を共有しやすく、学校全体で一貫性のある指導ができることなどがございます。

一方、今回はパイロット校 1 校のみで実施していることから、「自分が進学した学校で通級による指導を受けたい」という、中学生の声に応えるためには、全ての都立高校で指導を受けられる仕組みが必要であると考えております。

続きまして、下段の「コミュニケーションアシスト講座」を御覧ください。

こちらは、平成 28 年度から全校に募集をかけて、土曜日などに学校外の会場で実施している取組でございます。

グループ指導を基本とし、ノウハウのある民間事業者を活用し、あらかじめ用意した幾つかのメニューから、参加生徒にとって最適なものを組み合わせて、「ソーシャルスキル」などの指導を行っているものでございます。

主な成果は、「校内で支援を受けるときに感じる心理的なハードルが下がった」ことや、「講座の設定や内容についても、受講生の満足度が高い」ことなどがございます。

一方、学校外で実施しておりますことから、意識的に、在籍校と情報を共有する機会を設定するなどの工夫が必要となります。

最後に、資料中央の右側を御覧ください。

このような現状や取組を踏まえまして、令和3年度から、どの都立高校に進学をしても、支援の対象となる生徒が特別な指導を受けられる環境を整備することといたします。

学校内での支援といたしましては、在籍する生徒の中に対象となる生徒がいる場合に、学校内で特別な指導を実施できる、新たな仕組みを都立高校に導入いたします。

また、学校外の支援として、「コミュニケーションアシスト講座」を引き続き実施してまいります。

学校内の支援方法につきましては、「新たな仕組み」を御覧ください。

各都立高校に発達障害などのある生徒が指導を希望し、学校及び都教育委員会として検討の結果、必要と判断した場合に、在籍する学校で通級により指導が実施できる、新たな自校通級の仕組みを導入いたします。

これは、「この学校は通級による指導を実施する学校」「実施しない学校」と、あらかじめ学校ごとに決めるのではなく、対象となる生徒がいれば、どの高校でも実施できるようにするものでございます。

具体的には、在籍する高校の教員とノウハウのある外部人材とが、チームティーチングの形式で指導を実施いたします。

都教育委員会が、発達障害などのある生徒への指導の実績のある民間事業者と連携を図り、外部人材確保のため、学校をサポートしてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願い申し上げます。

【秋山委員】 小中学校は、「特別支援教育」というふうに言っていましたが、都立高校になって、「発達障害教育」という名称になっているのはなぜでしょうか。

それと、「発達障害教育」と言ってしまうと、「発達障害のあるお子さんは、この教育を受ける」というふうに、振り分けのように聞こえてしまうので、その辺りはいかがでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 小・中学校の「特別支援教室」につきましても、「背景・国の動き」の真ん中のほうに小さく書いてありますが、「自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害」の四つを、「発達障害等」といたしまして、こちらを対象とした指導を行っております。

ですから、ちょっと表現は違いますが、発達障害を持つお子さんを指導する場であることには変わりはありません。

【秋山委員】 そうであれば、「特別支援教育」とうたってはいかがでしょうか。

というのは、小・中学校のこういう診断名がついていないお子さんたちも、通級は利用していますし、必ずしも診断名が必要だというわけではないと思います。

そうであれば、「特別支援教育」の方がマッチするような気がします。

【特別支援教育推進担当部長】 こちらの通級指導につきましては、国の制度で、国のほうが4障害を規定しているものですから、このような表現をさせていただきましたが、

【秋山委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 今のところは非常に大事なところだと思います。「発達障害」とタイトルをつけてしまうことによって、子供たちが行きにくくなったり、そういう枠でくくられたりしてしまうという恐れもあって、イメージ戦略みたいなこともあると思います。

ですから、実態はそういうことであっても、例えば、実際に運営するときには、どういう名称にするかという、「愛称」のようなものもいいと思うのですが、そういう配慮も少ししてあげたほうがいいのではないかと思います。秋山委員がおっしゃったのは、そういう意味ではないかと思いますが。

【特別支援教育推進担当部長】 承知いたしました。

今回、「愛称を設けよう」ということを、検討しているところでございますので、そういった形で受け入れやすい形で、学校の方には周知をしていきたいと思っております。

【秋山委員】 小中学校では、「特別支援教育」ということで、もう浸透している状況で、ここで「特別支援教育」を使用しない理由というのが分からないのですが。

【特別支援教育推進担当部長】 はい。大きくは、「特別支援教育」の一部です。

【教育長】 この辺は、私ども、今の大きな流れの中では、「特別支援教育」という言葉自体も、「インクルーシブ」だとか、「誰一人取り残さない」とか、「個別最適化した学び」とかいったところに行くときに、「特別な支援」というのが、「スペシャルニーズ」だったり、いろいろな個性だったりということで、これは、一つ一つの事業名とは別の、大きな話になってしまうと思うのですが、そういったことも平行して考えていかなければならないという中では、そういう大きな流れのこともいろいろ考えていかなければいけないということもあります。

そういうこともある中で、今回の通級は、小学校、中学校も全校展開していくという中で、「特別支援教室」と同様の子供たちを対象として高等学校の方にも、「いよいよ都立もやります」ということなので、そういった意味では、「特別支援教室が高校にもできるんだ」といった方が、イメージとしては分かりやすいのかなと思います。

ただ、医学が発達してくると、いろいろな障害の名称が新たに出てくる可能性もあったりするかと思います。また、先ほどの名称については、正に我々も今内部でも議論中ですので、高校のことについては、また検討させていただければと思います。特別支援教育の大きな流れの部分とこの事業の部分のところで、我々も今「ing形」で、議論を進めているというところが、正直なところでございます。

【秋山委員】 分かりました。そういう大きな流れの中でのこの文言であれば、それには私も賛同します。ですから、この「発達障害教育」というのが直接的なものにならなければいいかと思います。

【教育長】 固定化というか、そういう意味ですね。

【秋山委員】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

秋山委員の御質問は、正に的を射ていて、この「背景・国の動き」のところにありますよね。正に高等学校においても、「学校教育法施行規則改正により、通級による指導が実施可能」になったということですよ。

教育長が今言われたように、「インクルーシブの推進」というのが一方であって、決して特別支援学校の教育を軽視するというのではなくて、その中で収容しきれないといえますか、境界域の子供たちがたくさんいて、それをどうやって救っていくかという中で、「通級によるインクルーシブ」というものが出てきて、それが、小・中学校段階では既に行われているわけですが、それが高校に広がっていく。

さらに、もう一方で、「障害者差別解消法」の施行というのがある、高等教育機関において、要するに、障害者に対する合理的配慮が、国公立大学等においてはラストと。

そして、障害者が学びやすいような環境を高等教育機関でつくれと。そして、私立の大学では、合理的配慮が努力目標となりました。

私は、国公立と私立を区別するのはおかしいというふうに、前からその仕事をしているときに言っていましたが、正に、今回、高等教育機関で障害者を積極的に受け入れ、学びやすい環境をつくるということ。

一方、小・中学校では、通級指導とインクルーシブの推進ということで、そうすると、真ん中に挟まれた高校をどうするかということで、こういう形になってきたわけです。

これは、小・中学校と上の段階の間の高校で、そういう非常に学びにくい子供たちを救うという意味では、非常にいい対応だなと思っています。

問題は、高校生という、非常に多感な子供たちで、もう選挙権があるような子供たちも出てくる。そういう中において、こうした障害のある子供たちを受け入れる環境というものは、学校側というか、教師あるいは生徒自身が、積極的にそういう対応をしていかないと、インクルーシブの難しさと、いろいろな小・中学校段階で出ているようなことが、高等学校で起こると思います。

これは、かなり深刻な問題になりかねないので、その辺の配慮について、これは、非常にいいことだと思うのですが、そういう問題点というものもしっかり、特別支援学校の先生などにも、研修等で習いながら、普通学校の先生たちも勉強していってもらえればと思います。よろしくお願いします。

【山口委員】 ありがとうございました。

このような形で、全ての都立高校でこのような環境が整備されるということは、すばらしいことだと思います。

発達障害については、今はまだ解明されていないというか、分からないところも多々あると思うのです。この自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害というような障害がありますが、その中には、例えば、一つの才能に秀でていて、そのことに関しては、非常に高い集中力をもって取り組めるけれども、コミュニケーションがうまくいかないという場合もあると思います。

こういった子供たちは、例えば、先ほど受検の話が出ましたが、その点を受検のときにも生かされるべきだと思うんです。全ての高校で受入れが可能になれば、その才能を更に生かされると思うのです。

ただ、入学の制度として、試験を受ける環境とかでうまく力を発揮できないとか、自分の能力がうまく伝わらないといったところにも、やはり配慮して、彼ら、彼女たちの力を伸ばしていく必要があると思います。

今すぐということではないのですが、恐らく、今後はそういうことも検討していく、その第一歩ではないかと思しますので、是非引き続きよろしく願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 この支援自体が、自立と社会参加を目的とするものですので、そういった個別の実態に応じた指導を徹底してまいりたいと思います。

【都立学校教育部長】 高校への入学者選抜に関しまして、中学校で特別の配慮が必要であったお子さんたちが受検される場合、一定の配慮をするようにしてございます。

【山口委員】 発達障害というのは非常に難しく、一定の配慮が必要かどうか、ちょっとボーダーラインであったり、あるいは、保護者の方がそういうふうなことを申告したがるのか、認めたがるのかということも、今あると思います。

ですので、それを、「否」として捉えるのではなくて、非常にいいことなのだと。「これは、すごい才能なのですよ」というふうな意識改革をしていくことが、より多くの才能を生かすことになると思います。

今もやっていらっしゃると思うのですが、是非引き続きよろしく願いいたします。

【秋山委員】 教育長がおっしゃったように、「特別支援」ということを考え直すためのいい流れが今あると思っています。

前回の総合教育会議でも、「個々を大事にしていく」ということは、正に、本当に前に進んでいるということがありますので、今回の取組みも、是非その方向に足並みをそろえて進んでいってもらいたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。報告事項とはいえ、大変貴重な御意見をたくさん賜りましたので、全体も含めて、この事業の表記の仕方とか名称だとかについても、引き続き検討したいと思います。ありがとうございました。

それでは、この件につきましては、報告として承りました。

(5) 八丈町における都立特別支援学校の分教室の設置について

【教育長】 次に、報告事項(5)、「八丈町における都立特別支援学校の分教室の設置について」の説明を、引き続き、特別支援教育推進担当部長からお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、報告事項(5)の「八丈町における都立特別支援学校の分教室の設置」について御説明いたします。

まず、「1 八丈町の状況」を御覧ください。

「(1)これまでの対応」ですが、現在、障害のある生徒につきましては、中学校の特別支援学級を卒業後、島外の特別支援学校に設置する寄宿舎への入舎を認め、後期中等教育を確保しております。

また、寄宿舎の入舎に伴い、保護者が負担する帰省費等の経費につきましては、就学奨励費を支給しており、これまで就学奨励費の改善により、保護者の経済的な負担を軽減してまいりましたが、保護者からは、引き続き、精神的・時間的な負担の軽減を求める声があるのが現状でございます。

次に、「(2)知的障害特別支援学級の在籍者の増加」についてですが、八丈町では、小中学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の人数が、5年前と比較いたしまして、約4倍に増加しております。

また、「(3)令和3年度以降の見込み」にありますとおり、今後、継続して、知的障害のある複数の生徒が、中学校を卒業することが見込まれており、特別支援学校高等部の分教室を設置した場合、全ての学年に生徒が在籍する状況が継続してまいります。

そのため、このたび、八丈町に知的障害特別支援学校高等部の分教室を設置することといたしました。

続きまして、資料の右側、「2分教室の概要」を御覧ください。

都におきましては、島しょ地区で初めての分教室となりますので、来年度から3年間、分教室においてモデル事業を実施したいと考えております。

分教室の概要でございますが、名称は、「東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室」でございます。

設置場所は、都立八丈高等学校内で、開設年度は、令和3年度としており、毎年度1学年ずつ学年進行で入学が見込まれますので、令和5年度には、全学年がそろそろ予定となっております。

障害種別は、知的障害で、設置する課程・学科は、高等部普通科でございます。

通学区域は、八丈町全域とし、本校に準じて分教室の教育課程を編成してまいります。

なお、本モデル事業におきましては、都立八丈高等学校の生徒との交流及び共同学習や、島内の団体、企業等と連携した就職等の進路指導に留意をし、教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、後期中等教育における島しょ地区の特別支援教育の充実に向け、その効果を検証してまいります。

最後に、「3開設までのスケジュール」でございます。

10月以降に、入学希望者や保護者に対して、教育内容や入学に関する手続などを説明する「事前相談」を実施し、その後、年明けから、出願や入学相談など、具体的な入学手続を行い、来年4月の開設を迎えたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

今まで、生徒たちにも保護者にも、かなり負担を強いていたと思いますので、こうした分教室の設置はとても良いことだと思います。

その上で、このモデル事業で二つのことを挙げられています。まず、都立八丈高校の生徒さんたちとの交流という面で、学校に是非留意していただきたいと思うのは、恐らく、いい面と悪い面のどちらも、可能性としてあるかなと思います。

例えば、場合によっては、小学校、中学校で少しいじめにあったような子が、そのまま地元の高校に上がって、そういったような状況が継続してしまうとかいうようなことも想定されるわけです。

一方、非常に仲良くみんなで支え合ってきたような関係性があれば、それがそのまま高校に継続するわけです。

ですから、高校だけでできることではなく、小学校を含めてですが、直近では、中学校と高校が密に連絡を取り合って、どういう状況でこの子たちが生活していたのかということ、よく理解した上で、高校に受け入れて、いい関係性をつくって、交流をしていただきたいなと思っています。

それから、高校で島の外に出てしまったり、また戻ってきて就職というのは、なかなか難しいところもあったかもしれませんが、こういった形で、高校にいる間に、適切な形で高校卒業後の進路について、就職だけではないでしょうから、進路指導に関して、特に地元の地場の企業等に就職される場合、より適切な指導ができると思いますので、ここは是非しっかりやっていただきたいなということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 八丈町の方にも状況を聞いていますが、幸いにも、今は、通常学級と特別支援学級が非常にいい状況にあるそうです。今後も引き続き、中学校と連携をとって、悪い状況にならないように努めてまいります。

また、卒業後も島の中で生活することになることから、そういった意味でも、島内での実習先、就職先については、島の協力も得ながら、開拓をしていきたいと考えております。

【秋山委員】 特別支援学校に行くと、地域から離れなければいけないというような現実がある中で、このように、地域の中で引き続き生活ができるようになるということは、非常にいいことではないかと思いますので、地域とともに生活するということを是非大事にして進めていただきたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 地元の方々にも、特別支援学校の分教室の子供たちが頑張っている姿を、実習などで見ていただきながら、島全体で育てていく環境を整えていきたいと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 10月8日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策部長】 次回の定例会でございますが、10月の第2木曜日となります10月8日、午前10時から、教育委員会室にて開催したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明のとおり、次回の教育委員会につきましては、10月8日に開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

【宮崎委員】 今回は、幸いに台風が大きな被害にならずに通り過ぎていったようですが、今後、コロナと災害が同時に来た場合の、学校における児童・生徒の避難とか、保護者への引渡しの仕方とかいうのは、更に細かく検討する必要があると思えます。

もちろん、既になさっているところもたくさんあると思いますが、その辺についてのシミュレーションも、より具体的なものをしていただければと思えます。

これはお願いです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前 11 時 24 分)